福島県平田村「地域おこし協力隊（道の駅ひらた振興）」募集要項

１　募集人員

平田村地域おこし協力隊

道の駅ひらた振興隊員・・・・・・・・・・・・・・・・１名

２　主な事業概要（活動内容）

活動目標：「道の駅ひらたでの集荷支援等を通じて地元生産者とのつながりを形成し、道の駅ひらたの商品を充実させる」

（１）最優先かつ必須業務

・村内生産者と道の駅ひらたを繋ぎ、生産者の販路拡大や事業継続に寄与する活動
⇒生産者個人や生産者組合に現状の課題等について聞き取り

・道の駅ひらた農産物直売所への集荷体制の確立と集荷活動
⇒聞き取った課題に対する解決策の提案及び実践

・道の駅での定期イベントへの参加及び企画提案
⇒道の駅ひらた感謝祭【７月】、収穫祭第【10月・11月】、ほか村イベントへの出店等

（２）積極的に取り組んでほしい業務

・６次化商品開発に関する活動　※１次（生産）×２次（加工）×３次（販売）＝６次産業
⇒地元産の農産物を使った商品開発及び販売

・SNS等で定期的に情報発信する活動
⇒販売商品のPR、イベントに関する情報等を道の駅ひらた公式Instagramで村内外に発信

・国や県主催の隊員向け研修への参加や農業、食品関連資格・ライセンスを取得する活動
⇒参加する研修及び取得したい資格は村と応相談のこと

（３）その他、事務的な業務

・月次活動報告書等の各報告書類の作成　・休暇や時間外勤務、出張等の申請
・村担当者との定期的面談　・協力隊活動の情報発信　等

３　募集対象　※ご不明点は要項末尾のお問い合わせ先までご連絡ください。

（１）満20歳以上の方（応募書類提出時点）

（２）次に掲げる要件ア～ウのいずれかに該当し、隊員として着任後、平田村に住民票を異動できる方

ア　３大都市圏内の都市地域※1及び指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市をいう。）を含む３大都市圏外の都市地域のうち条件不利地域※2以外の地域に現に住所を有する方。

イ　本村以外において地域おこし協力隊員として同一地域での２年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後１年以内の方。

ウ　語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての２年以上の活動経験を有し、かつ、JETプログラム終了後１年以内の方※3。

（３）過疎地域の活性化に強い関心があり、活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方

（４）地域の生活習慣を尊重し、地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方

（５）パソコン（Word・Excel・PowerPoint・電子メール）、スマートフォン及びタブレット等の一般的操作や資料作成、簡単なチラシ作成などができ、SNS（主にInstagram）等の情報発信経験のある方

（６）普通自動車免許（AT限定可）を取得している方

（７）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条※4に規定する欠落条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方

（８）暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

※１「３大都市圏内の都市地域」とは…

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※２「条件不利地域」とは…

次の①から⑦のいずれかに該当する市町村

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）

・第２条第２項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村

・法施行令附則第３条第１項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村

・法施行令附則第４条第１項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村

②山村振興法（昭和40年法律第64号）

・第７条第１項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和28年法律第72号）

・第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和60年法律第63号）

・第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

・第１条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

・第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

・第３条第１項に規定する沖縄の市町村

※３　外国籍の希望者の場合、日本語能力検定N1以上の日本語スキルを有する方。

※４「地方公務員法第16条」とは…

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

４　平田村の地域おこし協力隊として求められる活動

（１）村職員、地域の方との協働・連携

⇒生産者さんと道の駅の橋渡し役として、現状の把握、課題の洗い出し等を行っていただき、それを道の駅や役場と共有、ともに解決策を模索します。

（２）生産活動や企画提案への積極的な参加及び参画

⇒（１）で見えてきた課題を解決するための提案及び実践を積極的に行っていただきます。

（３）活動に必要と思われる研修会、会議等への参加

⇒活動の幅を広げるため、国や県主催の協力隊員向け研修会に参加し、隊員として必要な知識や心構えの習得、他地域の協力隊員との関係づくりを積極的に行っていただきます。

⇒また、業務に関連すると思われる会議等への出席や資格等の取得についても、村に相談いただき、必要と判断すれば行っていただいて構いません。

（４）任期終了後のキャリア形成、定住に向けた生活基盤の構築

⇒活動ロードマップに基づき、卒隊後の進路について村や関係機関と一緒になって考えます。

５　応募期間

令和８年１０月１日（木）～令和９年１月２２日（金）

６　雇用形態

地方公務員法第22条の２第１項第２号に規定する第２号会計年度任用職員（フルタイム）

７　給与等

月額２０４，０００円

※その他規定により、６月及び１２月に期末・勤勉手当（ボーナス）等の支給あり。

８　勤務条件等

（１）所　　属　　平田村役場　道の駅整備推進室

（２）勤 務 地　　道の駅ひらた（平田村大字上蓬田字横森後160番地）

（３）勤務日数　　週５日

（４）勤務時間　　原則８時３０分～１７時１５分（休憩時間１時間あり）

（５）休　　暇　　年次有給休暇　有、特別休暇（夏季休暇等）　有

※土日にイベントがあった場合、平日と勤務日を振り替えます。

（６）待遇・福利厚生等

・社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入

・住宅は村で借上（村営住宅又は民間アパート）

・地域おこし協力隊活動助成として、以下の費用を支給する。

・車両借上料（月額３０，０００円を上限に実費補助）、又は村でリース車両（軽バン）手配

・車両燃料費（月額２０，０００円を補助）

9　雇用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※年度更新としますが、活動に取り組む姿勢や成果等により、次年度への更新を判断し、最大３年まで延長します。

例）　１０月１日に任用された場合　※更新を想定

初年度　：１０月１日～３月３１日

２年度目：　４月１日～３月３１日

３年度目：　４月１日～３月３１日

４年度目：　４月１日～９月３０日

※【重要】注意事項※

- **採用後、応募内容に虚偽が見つかった場合には、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに任用を取り消します。**
- **地域おこし協力隊は、村の職員として「地域協力活動」を行う制度です。村が適合しない活動内容であると判断した場合には、任期を待たずに任用を取り消します。**

10　服務

地方公務員法に定める服務規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止）が適用され、違反した場合は懲戒処分等の対象とします。

※例えば、業務上知り得た個人情報などは守秘義務の対象であり、地域おこし協力隊員としての任期満了後もそれは継続します。

11　選考方法等

（１）１次選考（書類）　**２月上旬～**

「平田村地域おこし協力隊（道の駅ひらた振興）応募用紙」に必要事項を記入し、以下の書類を提出してください。１次選考の結果は文書で通知します。

【提出書類】

①平田村地域おこし協力隊（道の駅ひらた振興）応募用紙

②住民票（発行から１ヶ月以内のもの）

③普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）

※運転免許証がない・マイナンバーと運転免許証を一体化した場合は、マイナンバーカード（表面のみ）等の本人確認書類の写しを添付してください。

【提出先（お問い合わせ先）】

〒９６３－８２９２

福島県石川郡平田村大字永田字切田１１６

平田村役場企画商工課

電　話：０２４７－５５－３１１５

メール：kikakushoukou@vill.hirata.fukushima.jp

※郵送または持参してください。

※提出時は封筒表に「地域おこし協力隊申込書類在中」と朱書きしてください。

（２）２次選考（対面）　**２月中旬～**

１次選考の合格者を対象に、平田村役場で面談審査を行います。日時、場所等については、１次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、２次選考の結果は、文書で通知します。

※提出された書類は返却しません。

※申込みにかかる経費（郵便料、交通費等）は申込者の負担となりますが、来県（来村）にかかる交通費については福島県の補助制度を活用できる場合があります。

12　事前相談等

応募を検討している方や、募集要項等に関して疑問がある方には、個別相談にも対応しています。電話やメール、オンライン（zoom）での相談が可能です。

また、ご希望に応じて役場職員や道の駅ひらたなどの関係者とお話しする機会や、村内の見学（移住体験）も受け付けています。お気軽にお問い合わせください。